

## 新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に対する指導監査は、法人及び施設等において、関係法令及び関係通知等に基づく基準の実施が、適正に行われているかどうかを個別的に調査し、必要な是正の措置を講ずること等により、法人及び施設等における適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とし、社会福祉法（以下「法」という。）第56条及び第70条、児童福祉法第46条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条、生活保護法第44条、老人福祉法第18条及び第29条の規定に基づき実施するものとする。

### (対象)

第2条 この要綱において法人及び施設等とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉法第30条で規定する法人。ただし、新潟市長が所轄庁である法人に限る。
- (2) 児童福祉法第7条で規定する児童福祉施設で新潟市内に所在するもの。ただし都道府県が設置するものを除く。
- (3) 生活保護法第38条で規定する保護施設で新潟市内に所在するもの。ただし、都道府県が設置する施設を除く。
- (4) 老人福祉法第5条の3で規定する老人福祉施設で新潟市内に所在するもの。ただし、都道府県が設置する施設を除く。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条で規定する障害者支援施設で新潟市内に所在するもの。
- (6) 老人福祉法第29条で規定する有料老人ホームで新潟市内に所在するもの。

### (指導監査の種別)

第3条 指導監査の種別は、一般監査と特別監査とする。

- 2 法人に対する指導監査は第6条の規定により策定した実施計画に基づいて実施する指導監査とし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を3年に1回とする。
  - ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
  - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人

から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

4 第2項の規定に関わらず、同項のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち前項に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取り組みが適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていると又はISO9001の認証取得施設を有していること。

（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

（例えば福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

5 新たに設立された法人に対する一般監査については、前3項の規定に関わらず、法人設立年度及び施設開設年度に一般監査を行う。

6 第2項のア、イを満たさない法人については、改善されるまでの間、継続的に毎年1回以上一般監査を行う。

7 施設等に対する一般監査は、第6条の規定により策定した実施計画に基づいて実施する監査とし、原則として年1回とする。

8 特別監査は、問題を有する法人及び施設等を対象に、必要に応じて特定の事項について実施する監査とする。

(指導監査事項)

第4条 法人に対する指導監査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 法人の運営管理に関する事項
- (2) 事業経営に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

ただし、法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「(3) 会計管理に関する事項」を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

また、専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると所轄庁が判断する場合には、「(3) 会計管理に関する事項」を省略することができる。

2 施設等に対する指導監査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 施設等の運営管理に関する事項
- (2) 入所者（児）の処遇に関する事項
- (3) 会計管理に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

ただし、市が運営管理する施設等については、運営管理に関する事項及び会計管理に関する事項の一部を省略できるものとする。

(指導監査の実施方法)

第5条 指導監査は、実地監査により行うものとする。ただし、前回の指導監査の結果から指導監査事項の全般について良好と認められる施設等に限り、書面又は証拠書類を持参させて行う集合監査又は書面を提出させて行う書面監査をもって、一般監査の実施に代えることができるものとする。

(実施計画)

第6条 指導監査の実施計画は、国の指導監査方針に準拠し、市の社会福祉行政運営の

方針を踏まえて、毎年度当初に策定するものとする。

- 2 指導監査の実施計画は、指導監査の重点事項、着眼点その他を定めた指導監査実施方針並びに対象法人及び施設、実施方法、実施時期その他を定めた指導監査年間計画とする。

(指導監査班)

- 第7条 指導監査班は、新潟市の職員2人以上をもって編成し、そのうち1人は原則として係長相当職以上にある者とする。

(指導監査の通知)

- 第8条 指導監査の実施に当たっては、対象となる法人及び施設等に対し、指導監査の期日、指導監査を行う職員の氏名その他必要な事項を事前に通知するものとする。ただし、特別監査に当たっては、この限りでない。

- 2 法人及び施設等への通知は、原則として指導監査を実施する日の1カ月前までに行うものとする。

(指導監査実施上の留意事項)

- 第9条 指導監査は、公正不偏かつ懇切丁寧を旨として指導援助的な態度で実施し、努めて関係者の自発的な協力が得られるよう配慮すること。

- 2 指導監査の過程においては、直接担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、十分意見交換を行い、一方的判断を押し付けることのないように留意すること。

- 3 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できるだけその発生原因の究明を行うよう努めること。

(指導監査結果の講評)

- 第10条 指導監査を行った職員は、監査終了後、法人に対する指導監査については法人の長及びその他関係職員、施設等に対する指導監査については施設等の長及びその他関係職員の出席を求め、その結果について講評を行うものとする。

(復命)

- 第11条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査の内容について調書を作成し、復命しなければならない。

(改善後の指示及び確認)

- 第12条 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、当該する法人の長及び施設等の長に対し、その内容及び改善方法等を文書により指示するものとする。

- 2 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか重要な事項については、必要に応じてその改善状況を確認するため、特別指導監査等の措置をとるものとする。

(指導監査結果の報告)

- 第13条 指導監査を行った職員は、指導監査の結果及び改善状況等について、報告し

なければならない。

- 2 法人及び施設等に対する指示事項については是正又は改善がなされない場合, 必要な措置を講ずるものとする。

(指導監査結果の公開)

第 14 条 指導監査の結果は, 別に定めるところにより公開するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は, 平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市社会福祉施設指導監査実施要綱の廃止)

- 2 新潟市社会福祉施設指導監査実施要綱 (平成 8 年 4 月 1 日制定) は廃止する。

附 則

この要綱は, 平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 29 年 5 月 1 日から施行する。